

投票に行こう!

長野県議会議員一般選挙

4月7日(日) 投票日

立科町長及び立科町議会議員一般選挙

4月21日(日) 投票日

長野県議会議員一般選挙が3月29日に告示され、4月7日に投票が執行されます。

また、立科町長及び立科町議会議員一般選挙は、4月16日に告示され、4月21日に投票が執行されます。

健康で明るく、安定した生活を築くため、有権者一人ひとりが自覚をもって投票に参加しましょう。

長野県議会議員一般選挙

投票のできる人

立科町の選挙人名簿に登録されている人です。

● 年齢要件

平成13年4月8日までに生まれた人で、住民票に記載されている人。

● 住所要件

平成30年12月28日までに転入届が済んでいる人、あるいは、それ以前から住民票に記載されている人。

● 町内で転居された人

3月29日以降に町内で転居届をした人は、お手数でも転居前の投票所、もしくは期日前投票所で投票してください。

注意

平成30年12月29日以後、長野県内の市町村間で住所を異動された方は、

旧住所地（選挙区は旧住所地の属する選挙区）で投票を行うこととなります。ただし、旧住所地の市町村の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

旧住所地で投票する際には、「引き続き長野県内に住所を有する旨の証明書」を提示していただく必要がありますので、投票日までに最寄りの市役所、町村役場（町民課又は住民課等）に申し出て証明書の交付を受けておいてください。

投票できるか不明な場合は、選挙管理委員会にお尋ねください。

県外転出者は、今回の県議会議員一般選挙の投票はできません。

立科町長および立科町議会議員一般選挙

投票のできる人

立科町の選挙人名簿に登録されていて、投票日（4月21日）に立科町内に住所のある人に限られます。

● 年齢要件

平成13年4月22日までに生まれた人で、住民票に記載されている人。

● 住所要件

平成31年1月15日までに転入届が済んでいる人、あるいは、それ以前から住民票に記載されている人。

投票日前日（4月20日）までに町外

へ転出した人は、投票日当日の投票はできません。

● 町内で転居された人

4月16日以降に町内で転居した人は、お手数でも転居前の投票所、もしくは期日前投票所で投票してください。

投票時間

■ 県議会議員一般選挙

■ 町長・町議会議員一般選挙

投票日当日の投票時間は、午前7時から午後8時までです。

なお、第6投票所【蓼科ふれあい健康支援センター女神】は午前7時から午後7時までですので、投票は早めに済ませましょう。

投票の方法

■ 県議会議員一般選挙

■ 町議会議員一般選挙

投票記載所に掲示された候補者の氏名を確認の上、候補者氏名を書いて投票します。

■ 立科町長選挙

◎ 町長選挙は「記号式投票」

記号式投票とは、投票用紙に候補者の氏名があらかじめ印刷されていて、投票しようとする候補者一人に対して、上部の（○をつける欄）に投票記載所に備え付けの「○記号のゴム印」を押